

## 《令和6年第3回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

【令和6年8月29日開会】

| 議案番号   | 件名                            | 提案説明要旨   |
|--------|-------------------------------|--|
| 報告第20号 | 令和5年度ふじみ野市一般会計継続費精算報告書の報告について | <p>1 概要</p> <p>継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定に基づき、精算報告を行うものです。</p> <p>2 事業名等</p> <p>(1) 将来構想後期基本計画策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和4年度～令和5年度</li> <li>・予算額 9,383,000円</li> <li>・決算額 9,383,000円</li> </ul> <p>(2) 生きがい学習推進計画策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和4年度～令和5年度</li> <li>・予算額 3,820,000円</li> <li>・決算額 3,819,200円</li> </ul> <p>(3) 第3期地域福祉計画策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和4年度～令和5年度</li> <li>・予算額 6,732,000円</li> <li>・決算額 6,732,000円</li> </ul> <p>(4) 第2期障がい者プラン(後期)策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和4年度～令和5年度</li> <li>・予算額 6,000,000円</li> <li>・決算額 5,940,000円</li> </ul> <p>(5) 第9期高齢者保健福祉計画策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和4年度～令和5年度</li> <li>・予算額 6,930,000円</li> <li>・決算額 6,930,000円</li> </ul> <p>(6) 第2期ふじみ野元気・健康プラン策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和4年度～令和5年度</li> <li>・予算額 6,996,000円</li> <li>・決算額 6,996,000円</li> </ul> <p>(7) 鶴ヶ丘小学校校舎大規模改造事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和4年度～令和5年度</li> <li>・予算額 515,110,000円</li> </ul> |

|          |                                    |   |
|----------|------------------------------------|---|
|          |                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算額 515,109,870 円</li> </ul>  |
| 報告第 21 号 | 令和 5 年度ふじみ野市水道事業会計継続費精算報告書の報告について  | <p>1 概要</p> <p>継続費に係る継続年度が終了したため、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、精算報告を行うものです。</p> <p>2 事業名等</p> <p>水道事業経営戦略改定等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和 4 年度～令和 5 年度</li> <li>・予算額 16,034,000 円</li> <li>・決算額 15,996,200 円</li> </ul> |
| 報告第 22 号 | 令和 5 年度ふじみ野市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について | <p>1 概要</p> <p>継続費に係る継続年度が終了したため、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、精算報告を行うものです。</p> <p>2 事業名等</p> <p>下水道事業経営戦略改定等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和 4 年度～令和 5 年度</li> <li>・予算額 11,591,000 円</li> <li>・決算額 8,731,800 円</li> </ul> |
| 報告第 23 号 | 令和 5 年度ふじみ野市財政の健全化判断比率の報告について      | <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度ふじみ野市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 実質赤字比率 「－」</li> <li>2 連結実質赤字比率 「－」</li> <li>3 実質公債費比率 「2.8%」</li> <li>4 将来負担比率 「－」</li> </ul>                       |
| 報告第 24 号 | 令和 5 年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率の報告について     | <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 水道事業会計<br/>資金不足比率 「－」</li> </ul>  |

|          |              |  |
|----------|--------------|--|
|          |              | 2 下水道事業会計<br>資金不足比率 「－」  |
| 報告第 25 号 | 債権放棄の報告について  | <p>1 概要<br/>ふじみ野市債権管理条例（平成 30 年ふじみ野市条例第 2 号）第 15 条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第 16 条の規定により報告するものです。</p> <p>2 債権の名称<br/>水道料金</p> <p>3 債権の件数及び金額<br/>22,838 件 53,992,545 円</p> <p>4 放棄した事由<br/>(1) 債務者が死亡、失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、弁済する見込みがないと認められるため<br/>(2) 私債権について、消滅時効に係る期間が満了したため</p>   |
| 第 43 号議案 | 財産の取得の追認について | <p>1 提案理由<br/>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 53 号）第 3 条の規定による議会の議決を経ずに行われた財産の取得について、その追認を求めるため、この案を提出するものです。</p> <p>2 契約金額<br/>71,178,575 円（税込）</p> <p>3 取得の時期<br/>令和 3 年 3 月 31 日</p> <p>4 契約の相手方<br/>株式会社大築インターナショナル</p> <p>5 取得財産<br/>小学校教師用教科書 2,520 冊<br/>小学校教師用指導書・指導教材 2,666 冊<br/>小学校教師用デジタル教科書 208 冊</p> |

|          |              |  |
|----------|--------------|--|
| 第 44 号議案 | 財産の取得の追認について | <p>1 提案理由<br/>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 53 号）第 3 条の規定による議会の議決を経ずに行われた財産の取得について、その追認を求めるため、この案を提出するものです。</p> <p>2 契約金額<br/>45,983,235 円（税込）</p> <p>3 取得の時期<br/>令和 4 年 3 月 31 日</p> <p>4 契約の相手方<br/>株式会社大築インターナショナル</p> <p>5 取得財産<br/>小学校教師用教科書 385 冊<br/>小学校教師用指導書・指導教材 351 冊<br/>中学校教師用教科書 870 冊<br/>中学校教師用指導書・指導教材 984 冊<br/>中学校教師用デジタル教科書 66 冊</p> |
| 第 45 号議案 | 財産の取得の追認について | <p>1 提案理由<br/>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 53 号）第 3 条の規定による議会の議決を経ずに行われた財産の取得について、その追認を求めるため、この案を提出するものです。</p> <p>2 契約金額<br/>58,623,966 円（税込）</p> <p>3 取得の時期<br/>令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>4 契約の相手方<br/>株式会社大築インターナショナル</p> <p>5 取得財産<br/>小学校教師用教科書 2,832 冊<br/>小学校教師用指導書・指導教材 3,071 冊<br/>小学校教師用デジタル教科書 78 冊</p>  |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 第 46 号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 2 号）） | <p>1 専決処分理由<br/>市税の還付金及び物価高騰対策給付金の支給に係る費用を増額するために編成した令和 6 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 2 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模<br/>補正前の予算総額 486 億 5,900 万 8 千円<br/>補正予算額 2 億 5,574 万円<br/>補正後の予算総額 489 億 1,474 万 8 千円</p> |
| 第 47 号議案 | 令和 6 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 3 号）                    | <p>1 総括<br/>本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことによるもの並びに制度改正及び事情変更により補正を余儀なくされるものについて編成するものです。<br/>なお、併せて令和 6 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う人件費の組替えを行うものです。</p> <p>2 予算規模<br/>補正前の予算総額 489 億 1,474 万 8 千円<br/>補正予算額 1 億 997 万 6 千円<br/>補正後の予算総額 490 億 2,472 万 4 千円</p>               |
| 第 48 号議案 | 令和 6 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）              | <p>1 総括<br/>本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことなどにより、編成するものです。</p> <p>2 予算規模<br/>補正前の予算総額 98 億 8,151 万 7 千円<br/>補正予算額 ▲724 万 1 千円<br/>補正後の予算総額 98 億 7,427 万 6 千円</p>  |
| 第 49 号議案 | 令和 6 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）                | <p>1 総括<br/>本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことなどにより編成するものです。</p> <p>2 予算規模<br/>補正前の予算総額 95 億 57 万 1 千円<br/>補正予算額 2 億 9,627 万 7 千円<br/>補正後の予算総額 97 億 9,684 万 8 千円</p>   |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 第 50 号議案 | 令和 6 年度ふじみ野市後<br>期高齢者医療事業特別会<br>計補正予算（第 1 号）       | <p>1 総括<br/>本補正予算は、前年度の出納が閉鎖した<br/>ことなどにより、編成するものです。</p> <p>2 予算規模<br/>補正前の予算総額 18 億 9,870 万 6 千円<br/>補正予算額 161 万 5 千円<br/>補正後の予算総額 19 億 32 万 1 千円</p>   |
| 第 51 号議案 | 令和 5 年度ふじみ野市一<br>般会計歳入歳出決算の認<br>定について              | <p>1 歳入歳出執行状況<br/>予算総額 521 億 7,359 万 2 千円<br/>歳入決算総額 518 億 2,582 万 2 千円<br/>収入率 99.3%<br/>歳出決算総額 495 億 4,662 万 2 千円<br/>執行率 95.0%<br/>翌年度繰越財源 4 億 9,038 万 2 千円<br/>実質収支額 17 億 8,881 万 7 千円</p> |
| 第 52 号議案 | 令和 5 年度ふじみ野市国<br>民健康保険特別会計歳入<br>歳出決算の認定について        | <p>1 歳入歳出執行状況<br/>予算総額 101 億 2,423 万 6 千円<br/>歳入決算総額 94 億 8,668 万 4 千円<br/>収入率 93.70%<br/>歳出決算総額 92 億 5,603 万 5 千円<br/>執行率 91.42%<br/>翌年度繰越財源 0 千円<br/>実質収支額 2 億 3,064 万 9 千円</p>              |
| 第 53 号議案 | 令和 5 年度ふじみ野市介<br>護保険特別会計歳入歳出<br>決算の認定について          | <p>1 歳入歳出執行状況<br/>予算総額 91 億 8,733 万 7 千円<br/>歳入決算総額 89 億 6,157 万 6 千円<br/>収入率 97.5%<br/>歳出決算総額 84 億 5,793 万 9 千円<br/>執行率 92.1%<br/>翌年度繰越財源 0 千円<br/>実質収支額 5 億 363 万 7 千円</p>                   |
| 第 54 号議案 | 令和 5 年度ふじみ野市後<br>期高齢者医療事業特別会<br>計歳入歳出決算の認定に<br>ついて | <p>1 歳入歳出執行状況<br/>予算総額 16 億 7,962 万 4 千円<br/>歳入決算総額 15 億 6,699 万 7 千円<br/>収入率 93.29%<br/>歳出決算総額 15 億 6,538 万 3 千円<br/>執行率 93.19%</p>   |

|        |                            |  |   |
|--------|----------------------------|--|---|
|        |                            | 翌年度繰越財源<br>実質収支額   | 0千円<br>161万4千円  |
| 第55号議案 | 令和5年度ふじみ野市水道事業会計決算の認定について  | 1 収益的収入支出執行状況<br>収益的収入予算総額<br>収益的収入決算総額<br>収入率<br>収益的支出予算総額<br>収益的支出決算総額<br>執行率<br>当年度純利益<br>2 資本的収入支出執行状況<br>資本的収入予算総額<br>資本的収入決算総額<br>収入率<br>資本的支出予算総額<br>資本的支出決算総額<br>執行率<br>翌年度繰越額 | 18億9,244万3千円<br>19億1,495万8千円<br>101.2%<br>19億9,469万5千円<br>16億9,024万6千円<br>84.7%<br>1億8,346万6千円<br>14億1,090万円<br>14億1,090万円<br>100.0%<br>8億5,861万8千円<br>6億8,690万7千円<br>80.0%<br>1億2,723万円  |
| 第56号議案 | 令和5年度ふじみ野市下水道事業会計決算の認定について | 1 収益的収入支出執行状況<br>収益的収入予算総額<br>収益的収入決算総額<br>収入率<br>収益的支出予算総額<br>収益的支出決算総額<br>執行率<br>当年度純利益<br>2 資本的収入支出執行状況<br>資本的収入予算総額<br>資本的収入決算総額<br>収入率<br>資本的支出予算総額<br>資本的支出決算総額<br>執行率<br>翌年度繰越額 | 18億3,042万円<br>17億5,987万6千円<br>96.1%<br>16億5,405万円<br>14億8,847万5千円<br>90.0%<br>2億3,538万4千円<br>16億2,921万8千円<br>3億5,509万7千円<br>21.8%<br>20億6,119万5千円<br>7億1,437万3千円<br>34.7%<br>11億9,355万5千円 |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 第 57 号議案 | ふじみ野市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 | <p>1 改正理由</p> <p>介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）の施行に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を図るため、ふじみ野市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の全部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準について、当該省令と同様の基準とするため条文の全部を改正する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p>   |
| 第 58 号議案 | ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例        | <p>1 改正理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 独自利用事務から番号法上の準法定事務に変更になった事務を廃止</p> <p>(2) 番号法の改正に合わせ、引用規定を改正</p> <p>(3) 独自利用事務の根拠規程の改正に合わせ、引用規定を改正</p> <p>(4) 標準準拠システムへの移行に際して必要となる規定を追加</p> <p>3 施行年月日</p> <p>(1)は、令和 7 年 6 月 15 日</p> <p>(2)は、情報通信技術の活用による行政手続</p> |

|          |                         |  |
|----------|-------------------------|--|
|          |                         | <p>等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行の日</p> <p>(3)(4)は、公布の日</p>   |
| 第 59 号議案 | ふじみ野市税条例の一部を改正する条例      | <p>1 改正理由</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、ふじみ野市税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提出するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 私立学校法が改正されたことに伴う所要の整備</p> <p>(2) 公益信託に関する法律が改正されたことに伴う所要の整備</p> <p>3 施行年月日</p> <p>(1)は、令和 7 年 4 月 1 日</p> <p>(2)は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日</p> |
| 第 60 号議案 | ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、令和 6 年 12 月 2 日に被保険者証が廃止されることに伴い、ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>条文から被保険者証の返還に関する文言を削る。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 6 年 12 月 2 日</p>                                       |

|          |                        |   |
|----------|------------------------|---|
| 第 61 号議案 | ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由<br/>ふじみ野市立文化施設の東文化施設ホールを建て替えることに伴い、ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正したいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容<br/>東文化施設ホールを建て替えることに伴うホール及び楽屋等の使用料を改める。</p> <p>3 施行年月日<br/>公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>               |
| 第 62 号議案 | ふじみ野市下水道条例の一部を改正する条例   | <p>1 改正理由<br/>大腸菌数の簡便な測定方法が確立されたことに伴い、公共下水道等からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を改正する下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）が施行されるため、ふじみ野市下水道条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容<br/>条例第13条第1項第10号中の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。</p> <p>3 施行年月日<br/>令和7年4月1日</p> |
| 第 63 号議案 | 財産の取得について              | <p>1 提案理由<br/>児童生徒用タブレット端末の整備に係る財産の取得の議決を求めるものです。</p> <p>2 取得金額<br/>167,301,772 円（税抜き）</p> <p>3 取得期限<br/>令和6年12月23日まで</p> <p>4 契約の相手方<br/>富士電機 I T ソリューション株式会社</p> <p>5 業者選定方法<br/>指名競争入札（電子）<br/>※ 入札参加数は5社</p>        |

|          |                     |   |
|----------|---------------------|---|
|          |                     | 6 財産の種類及び数量<br>児童生徒用タブレット端末 2,684 台   |
| 第 64 号議案 | ふじみ野市道路線の変更<br>について | <p>1 提案理由<br/>開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、市道路線の変更について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 変更する市道路線<br/>市道 C-295 号線</p> <p>3 市道路線の位置<br/>ふじみ野市新田二丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長<br/>変更前 6.00m～13.59m / 24.85m<br/>変更後 6.00m～13.59m / 51.81m</p> <p>5 供用開始年月<br/>令和 6 年 10 月上旬（予定）</p> |
| 第 65 号議案 | ふじみ野市道路線の認定<br>について | <p>1 提案理由<br/>開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線<br/>市道 C-299 号線</p> <p>3 市道路線の位置<br/>ふじみ野市新駒林二丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長<br/>4.00m～8.28m/34.87m</p> <p>5 供用開始年月<br/>令和 6 年 10 月上旬（予定）</p>                                      |
| 第 66 号議案 | ふじみ野市道路線の認定<br>について | <p>1 提案理由<br/>開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p>  |

|          |                |   |
|----------|----------------|---|
|          |                | <p>2 認定する市道路線<br/>市道 H-244 号線</p> <p>3 市道路線の位置<br/>ふじみ野市北野二丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長<br/>4.20m～7.23m/27.35m</p> <p>5 供用開始年月<br/>令和 6 年 10 月上旬（予定）</p>  |
| 第 67 号議案 | 教育委員会委員の任命について | <p>1 提案理由<br/>教育委員会委員富田信太郎氏が令和 6 年 12 月 11 日をもって任期満了となるため、後任として星野弘明氏を教育委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名<br/>星野弘明 氏</p> <p>3 任期<br/>令和 6 年 12 月 12 日から令和 10 年 12 月 11 日まで</p> |
| 第 68 号議案 | 公平委員会委員の選任について | <p>1 提案理由<br/>公平委員会委員及川保之氏が令和 6 年 11 月 24 日をもって任期満了となるため、再度同氏を公平委員会委員に選任したいので市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名<br/>及川保之 氏</p> <p>3 任期<br/>令和 6 年 11 月 25 日から令和 10 年 11 月 24 日まで</p>         |